

男女共同参画に関する市民意識・実態調査に関するアンケート

<調査の趣旨とご協力のお願い>

市民のみなさまには、日ごろから市の行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。橋本市では、「はしもと男女共生社会推進行動計画」を作成してから10年が過ぎ、これまでそれぞれの施策について実行できたのかどうかを確かめるとともに、現在の社会の動きや、市民のみなさまのお考えの変化に対応した第2次計画の作成を進めております。

そこで、市民のみなさまが日ごろ感じておられることやご意見などをお聞きし、計画に盛り込んでいくために、市内にお住まいの20歳以上の方の中から、2,000人を無作為に選ばせていただき、アンケートを実施することになりました。

なお、調査結果は統計的に処理いたしますので、ご回答いただきました方にご迷惑をおかけすることはございません。ありのままお答えください。

大変お忙しいとは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成23年11月 橋本市長 木下善之

ご記入にあたってのお願い

- 回答は、必ず宛て名の**ご本人**がご記入ください。
ご本人で回答が困難な場合は、ご家族などの協力によりご本人のご意見を聞いてご記入ください。
- 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印や()、ことわり書きの指示にしたがってお答えください。
- 「その他」にあてはまる場合は、()内に、なるべく具体的にご記入ください。
- ご記入いただきました調査票は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れ、**無記名のまま切手を貼らず、平成23年12月5日(月)まで**に投函してください。

【お問い合わせ先】

橋本市企画部企画経営室 北岡、吉本
TEL : (33) 1111 (代) FAX : (33) 1665
Eメール : kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp



あなたご自身のことについて

問1. あなたの性別は。

1. 女 2. 男

問2. あなたの年齢は。

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代
5. 60歳代 6. 70歳代 7. 80歳代 8. 90歳以上

問3. あなたは、どちらにお住まいですか。(地区公民館単位)

1. 橋本地区 2. 紀見地区 3. 紀見北地区 4. 西部地区
5. 隅田地区 6. 学文路地区 7. 恋野地区 8. 高野口地区

地区が分からない場合は、郵便番号をご記入ください。

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

問4. あなたは結婚(事実婚を含む。)しておられますか。あるいは結婚のご経験はありますか。

1. 結婚していない 2. 既婚(配偶者あり) 3. 結婚したが離婚又は死別

問5. あなたにはお子さんがおられますか。

1. いる 2. いない

問6. 問5で「1」と答えた方にお聞きします。あなたと同居されているお子さんは次のどれに当たりますか。(あてはまる番号すべてに○) またその人数をご記入ください。

1. 就学前の乳幼児	人	4. 高校生	人
2. 小学生	人	5. 専修学校、短大、大学、大学院などの学生	人
3. 中学生	人	6. 就学を終えた子ども	人

問7. あなたの家族構成は次のどれですか。(同居のみ)

1. 単身世帯(ひとり暮らし)	4. 二世帯世帯(ひとり親と子)
2. 一世帯世帯(夫婦だけ)	5. 三世帯世帯(親と子と孫)
3. 二世帯世帯(両親と子)	6. その他の世帯(具体的に)

就労について

問8. あなたは収入を得ているお仕事をされていますか。(いずれかに○)

1. 仕事をしている 2. 仕事をしていない

問9. 問8で「2. 仕事をしていない」に○をつけられた方にお聞きします。今後働く予定はありますか。(○は1つ)

1. 働く予定がある
2. 仕事を探している
3. 働く意思はあるが介護・育児で仕事が見えない
4. 介護・育児がある程度落ち着いたら働きたい
5. いい仕事があれば働きたい
6. 働く予定はない
7. わからない



問10 現在の生活の経済的状況をどう感じていますか。(○は1つ)

1. 大変苦しい 2. やや苦しい 3. 普通 4. ややゆとりがある
5. 大変ゆとりがある 6. その他(具体的に) 7. わからない

問11. あなたは、女性が仕事をする事について、どのようにお考えですか。(○は1つ)

1. 女性は仕事をしない方がよい
2. 結婚するまで(事実婚を含む)は仕事をする方がよい
3. 子どもができるまでは、仕事をする方がよい
4. 子どもができて、ずっと仕事をする方がよい
5. 子どもができたなら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をする方がよい
6. その他(具体的に)
7. わからない

問12. あなたは、結婚・出産・介護を機に仕事をやめた経験はありますか。(○は1つ)

1. 結婚を機に仕事をやめた 5. 以前から仕事をしていない
2. 出産を機に仕事をやめた 6. 結婚や出産、介護の経験がない
3. 家族の介護を機に仕事をやめた 7. 仕事はやめていない
4. その他の理由で仕事をやめた


問13. 問12で「1」、「2」、「3」と答えた方にお聞きします。そのとき、仕事を続けたいと思いましたが。

1. 仕事を続けたいと思った 2. 仕事をやめたいと思った

問 14. 問 13 で「1」と答えた方にお聞きします。仕事を続けたいと思ったのに、続けられなかったのはどのような理由からですか。(○は3つまで)

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| 1. 家事や育児との両立が難しかった | 5. 保育施設の数や内容が十分でなかった |
| 2. 家族の協力や理解が得られなかった | 6. その他(具体的に) |
| 3. 育児休業や介護休業などの制度が不十分であった | |
| 4. 職場で女性が結婚や出産をすると退職する慣行があったから | |

問 15. 男女がともに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. 職場において、男女ともに育児・介護休暇などをとりやすくする |  |
| 2. 保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる | |
| 3. ホームヘルパー制度など福祉サービスを充実させる | |
| 4. 気軽に相談できる制度をつくる | |
| 5. パートタイマー・派遣の給与や労働条件をよくする | |
| 6. 在宅勤務やフレックスタイム(時間差出勤)をとり入れる | |
| 7. 労働時間を短くする | |
| 8. 再就職等の支援を充実させる | |
| 9. 家族で家事の分担を行う | |
| 10. その他(具体的に) | |
| 11. わからない | |

仕事と家庭について

問 16. 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. そのとおりだと思う | 3. どちらかといえばそう思わない |
| 2. どちらかといえばそう思う | 4. そうは思わない |

問 17. 仕事、家庭生活、地域・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について、現実にはどれが一番近いですか。(○は1つ)

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 「仕事」を優先している |
| 2. 「家庭生活」を優先している |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先している |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している |
| 8. わからない |


問 18. それぞれの項目について、あなたの家庭での役割分担はどうなっていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

項 目	男性の役割 主として	どちらかといえ ば男性の 役割	どちらかとい え男性と 女性の程 度の役割	両方同じ程 度の役割	どちらかとい え女性 の役割	女性の役割 主として	その他
・生活費を稼ぐ	1	2	3	4	5	6	
・日々の家計の管理をする	1	2	3	4	5	6	
・掃除・洗濯	1	2	3	4	5	6	
・日常の買物	1	2	3	4	5	6	
・食事のしたく	1	2	3	4	5	6	
・食後の片付け・食器洗い	1	2	3	4	5	6	
・家族の介護や看護	1	2	3	4	5	6	
・子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5	6	
・育児（乳幼児の世話）	1	2	3	4	5	6	
・地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	

問 19. 「男性がもっと家庭生活に参加する必要がある」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。（○は1つ）

1. 賛成	2. どちらかといえば賛成	3. どちらかといえば反対	4. 反対
-------	---------------	---------------	-------

問 20. 男性が家事、育児、介護などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

<ol style="list-style-type: none"> 1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める 2. 企業中心という社会全体の仕組みを改める 3. 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設ける 4. 労働時間短縮や休暇制度を普及させる 5. 男性が育児休業制度や介護休業制度を取得しやすい環境を整える 6. 夫婦の間で家事などの分担について十分話し合う 7. 男性の仕事中心の生き方、考え方を改める 8. 経済力や出世を求めない 9. 小さいときから家庭や学校で家事や育児に関する教育をする 10. その他（具体的に 11. 特に必要ない 	
---	---

問 21. 育児や介護を行うために、法律に基づき「育児休業」・「子の看護休暇」・「介護休業」・「介護休暇」を取得できる制度があります。あなたは、この制度を利用したことがありますか。それぞれの項目についてあてはまる番号に○を付けてください。

利用経験 項目	利用したことがある	利用したことがない	制度を知らなかった	該当しない
・育児休業	1	2	3	4
・子の看護休暇	1	2	3	4
・介護休業	1	2	3	4
・介護休暇	1	2	3	4

※ 注釈：事業所独自で上乗せ制度を設けている場合もあり、ここでは法律によって定められているもののみ説明
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

<育児休業（法第5条～第9条）>

労働者は申し出ることにより、原則として1歳未満の子ども養育のために休業を取得することができる。

<子の看護休暇（法第16条の2、3）>

就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、子が1人の場合は年間5日（2人以上の場合は10日）の看護休暇を取得することができる。

<介護休業（法第11条～第15条）>

労働者は、申し出ることにより、家族が要介護状態に至るごとに1回、通算93日までの間、介護のために休業を取得することができる。

<介護休暇制度（法第16条の5、第16条の6）>

労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき年間5日（2人以上の場合は10日）の介護休暇が取得することができる。ただし、100人以下の企業は平成24年7月1日から取得することができる。

（注）勤続1年未満の労働者や1週間の所定労働日数が2日以下の労働者は対象とならない場合があります。

問 22. 問 21 で育児休業及び介護休業について「利用したことがない」と答えた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 経済的に苦しくなる	5. 育児・介護の技術が乏しい
2. 職場の理解が得られない	6. 周囲に取得した人が少ない
3. 仕事の評価や配属に影響する	7. その他（具体的に)
4. 男性が育児・介護休暇等を取得することに抵抗がある	8. 特に理由はない



問 23. 家庭における子どもの教育方針について、あなたはどのようにお考えですか。それぞれの項目についてあてはまる番号に○をつけてください。

項 目	評 価				
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい	1	2	3	4	5
女の子は女らしく、男の子は男らしく、しつけるのがよい	1	2	3	4	5
性別にこだわらず、身の回りの家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	4	5
性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	4	5
男の子は理科系、女の子は文科系に進んだほうがよい	1	2	3	4	5

防災・災害対応について

問 24. あなたは、地域における防災訓練に参加していますか。(○は1つ)

1. 参加している 2. 参加していない 3. 防災訓練があるのかわからない

問 25. あなたは、災害時における避難所では、女性に対してどのようなことが大切と思われますか。

(1) 個人的な希望について (○は主な番号に1つ)

1. 生理用品や乳児のおむつ等の物資の提供
 2. プライバシーを確保できる仕切り
 3. 男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備
 4. 安全な男女別トイレ
 5. その他 (具体的に)
 6. 特にない

(2) 避難所の運営について (○は主な番号に1つ)

1. 避難所の運営に女性がリーダーとして関わること
 2. 女性に対する、なぐる、けるなどの身体的暴力や、性的な暴力を防ぐこと
 3. 妊婦への特別な配慮
 4. 女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談
 5. 女性だから食事の準備をするなど固定的な役割を押し付けないこと
 6. その他 (具体的に)
 7. 特にない

セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについて

問 26. あなたは、職場や地域社会、学校などでセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの被害にあわれたことはありますか。(それぞれあてはまる番号すべてに○)

<p style="text-align: center;">セクシャル・ハラスメント</p> <p>(身体への不必要な接触やしつこい誘い、視線を浴びせる行為、身体的な特徴を話題にすることや性的な発言など)</p>	<p style="text-align: center;">パワー・ハラスメント</p> <p>(職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えるなど)</p>
<p>1. 学校で被害にあったことがある</p> <p>2. 職場で被害にあったことがある</p> <p>3. 地域の中で被害にあったことがある</p> <p>4. 被害にあったことはない</p> <p>5. その他 (具体的に)</p>	<p>1. 学校で被害にあったことがある</p> <p>2. 職場で被害にあったことがある</p> <p>3. 地域の中で被害にあったことがある</p> <p>4. 被害にあったことはない</p> <p>5. その他 (具体的に)</p>

問 26-①. 問 26 で「被害にあったことがある」と答えられた方にお聞きします。被害について、どこ(だれ)かに相談しましたか。(あてはまる番号すべてに○)

<p style="text-align: center;">セクシャル・ハラスメント</p>	<p style="text-align: center;">パワー・ハラスメント</p>
<p>1. 家族や親戚に</p> <p>2. 友人・知人に</p> <p>3. 職場の相談窓口に</p> <p>4. 医療関係者に</p> <p>5. 警察に</p> <p>6. 市や県に</p> <p>7. 弁護士や弁護士会に</p> <p>8. 人権擁護委員に</p> <p>9. 民生委員に</p> <p>10. 学校関係者に</p> <p>11. どこ(だれ)にも相談しなかった</p> <p>12. その他 (具体的に)</p>	<p>1. 家族や親戚に</p> <p>2. 友人・知人に</p> <p>3. 職場の相談窓口に</p> <p>4. 医療関係者に</p> <p>5. 警察に</p> <p>6. 市や県に</p> <p>7. 弁護士や弁護士会に</p> <p>8. 人権擁護委員に</p> <p>9. 民生委員に</p> <p>10. 学校関係者に</p> <p>11. どこ(だれ)にも相談しなかった</p> <p>12. その他 (具体的に)</p>

ドメスティック・バイオレンス（DV＝配偶者や恋人などからの暴力）について

問 27. 「夫（または妻）、恋人からの暴力」（DV）について、あなた自身の経験をお聞きします。それぞれの項目についてあてはまる番号に○をつけてください。

項目 \ 経 験	あつた 何 度も	あつた 一、 二 度	全 く な い	配 偶 者 や 恋 人 は い ない
・なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3	4
・あなた又はあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3	4
・大切にしているものを壊す、人格を否定したりするような暴言や無視するなどの精神的ないやがらせを受けた	1	2	3	4
・いやがっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力を受けた	1	2	3	4
・生活費を渡さない、働きに行かせないなどの経済的な制約を受けた	1	2	3	4
・電話や手紙を細かくチェックする、交友関係や外出を制限する、実家や友人に会わせないなどの制約を受けた	1	2	3	4

問 27-(1). 問 27 の質問で「何度もあった」又は「一、二度あった」と回答した方にお聞きします。
DVを受けた後、どこ（だれ）かに相談しましたか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 家族や親戚に	7. 人権擁護委員に
2. 友人・知人に	8. 民生委員に
3. 医療関係者に	9. 学校関係者に
4. 警察に連絡	10. どこ（だれ）にも相談しなかった
5. 市や県に	11. どうすれよいかわからなかった
6. 弁護士や弁護士会に	12. その他（ ）

問 27-(2). 問 27-(1)で「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した方にお聞きします。どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまる番号すべてに○）

1. どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかった
3. 相談しても無駄だと思った
4. 相談したことがわかると、仕返しを受けると思った
5. 自分さえ我慢すればやっていると
6. 他人を巻き込みたくなかった
7. 自分にも悪いところがあると思った
8. 相手の行為は愛情の表現だと思った
9. 相談するほどのことではないと思った
10. その他（具体的に
）



男女共同参画に対するお考えについて

問 28. 橋本市及びあなたの周りでの現在の男女の地位は、どの程度平等になっていると思いますか。それぞれの項目についてあてはまる番号に○をつけてください。

項目	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
・家庭生活中で	1	2	3	4	5	6
・職場の中で	1	2	3	4	5	6
・地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
・学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
・政治の場で	1	2	3	4	5	6
・法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
・社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6

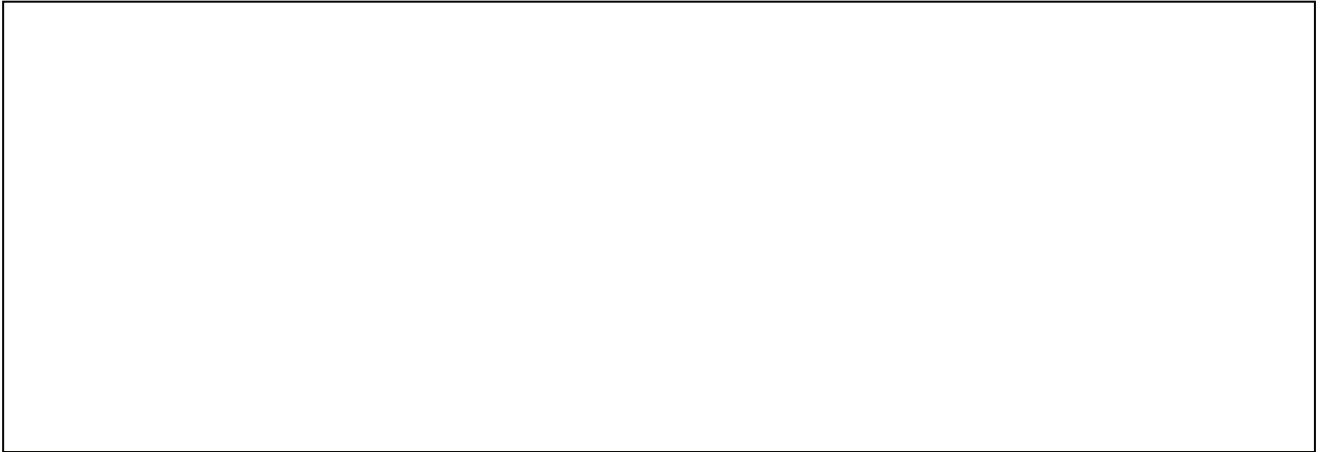
問 29. 男女共同参画社会を実現するために、どのようなことが必要とお考えですか（お考えに近い番号すべてに○）

※男女共同参画社会とは、男だからこうすべき、女だからこうすべき、といった役割分担にとらわれず、それぞれの個性と能力を生かして、男女が責任を分かち合い協力し合って、築いていく社会をいいます。

1. 広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発
2. 学校などにおける男女平等教育の推進
3. 社会教育・生涯学習の場での学習の充実
4. 職場における男女均等な取扱いについての周知徹底
5. 保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実
6. 介護サービスの充実
7. 健診体制や相談など健康に関する事業の充実
8. 地域活動における男女共同参画の推進
9. 審議会等の委員への女性の登用
10. 女性の就労支援の充実
11. 地域での女性リーダーの育成
12. 男女共同参画センター等拠点施設の整備
13. その他（具体的に



★性別にとらわれず、女性も男性もそれぞれの個性や能力が尊重され、いきいきと生きることができる真に豊かな男女共同参画社会を実現していくため、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。



ご協力ありがとうございました。返信用封筒に入れ、12月5日（月）までに投函してください。

橋本市男女共同参画に関する市民意識・実態調査 報告書

発行年月：平成 24 年（2012 年）3 月

発行：橋本市 企画部 企画経営室

〒648-8585 橋本市東家一丁目 1 番 1 号

TEL：0736-33-1111

E-MAIL：kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp